

三原市立第二中学校校務運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三原市立第二中学校（以下「本校」という）の校務を円滑かつ適正に運営するために「三原市立学校管理規則」第40条に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係る校長・教頭・事務長・教諭・養護教諭・講師、並びに三原市教育委員会の任命に係る非常勤講師等をいう。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第3条 本校の運営組織は、職員をもって組織する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事項を職員に分掌させるために、三原市立学校管理規則第34条に基づき、校務運営組織及び校務分掌を定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、運営組織及び分掌について必要な事項は、校長が定める。

(運営委員会)

第5条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化、適正化及び効率化を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、及びその他の主任・主事並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

3 運営委員会は、校長が招集し主宰する。

4 校長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、報告・意見聴取等を行う。

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に係る必要な事項は、校長が定める。

(職員会議)

第6条 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、意見交換などを行う。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

4 前事項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営に係る必要な事項は、校長が定める。

(各種委員会)

第7条 校務運営を円滑に行い、教育活動を充実させるために、次の委員会を設置する。

- 校務運営委員会 ○不祥事防止委員会 ○学校関係者評価委員会 ○学校評価委員会
- 準学校衛生委員会 ○生徒指導委員会 ○教育相談委員会 ○教育研究委員会
- 進路指導委員会 ○保健安全委員会 ○特別支援教育委員会

2 必要に応じて、上記以外の委員会を置くことができる。

3 各委員会の所掌事項及び構成は、校務分掌表による。

4 各委員会の協議事項は、校長に報告し、承認を得なければならない。

(事務処理)

第8条 学校における事務処理は、校長の決裁により行う。

2 文書管理に関する規程は、別に定める。

第3章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第9条 職員の勤務時間の割り振りは、次のとおり定める。

2 職員の勤務時間は、8時15分から16時45分までとする。

3 休憩時間は、次のとおりである。

8:15 12:45 13:15 16:15 16:30 16:45

	休憩 30		休憩 15	
--	----------	--	----------	--

勤務
開始

勤務
終了

但し、長期休業中は、次のとおりである。

8:15 12:15 13:00 16:45

	休憩 45	
--	----------	--

勤務
開始

勤務
終了

(職員の服務)

第10条 職員の服務は、地方公務員法第30条から第38条、地方教育行政の組織運営に関する法律第43条2項及び三原市立学校管理規則39条に基づくほか、必要な事項は校長が定める。

第4章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第11条 警備及び防火の計画ならびに責任分担は、校長が定める。

(施設・設備の管理)

第12条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については、校長が定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、本校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

但し、第9条(勤務時間)は平成22年1月1日から、第7条の「不祥事防止委員会」は平成22年2月2日から施行する。